

業務部速報



No. 132

発行 20. 5. 19

JR東労組 業務部

バス関申
第11号

2020年度夏季手当等に関する申しれを行う!

1. 2020年度夏季手当を **基準内賃金の3.0ヶ月とすること。**

2. 契約社員Aは社員に準じること。

3. 契約社員B及び臨時雇用員は一律5万円を加算すること。

4. **新型コロナウイルス感染症対応に対する特別手当として、全従業員対象に一律5万円を支給すること。**

5. 支払いについては、2020年6月30日までとすること。

6. 回答については、2020年6月16日までとすること。

要求の根拠

◆経営を支えてきた組合員の努力

2019年度は、経営ビジョン「アクションⅣ」のもと様々な変化を見据え、それに対応すべく各種施策について、JR東労組は真摯な議論で向き合い取り組んできました。昨年の秋に連続して発生した台風では、要員不足の課題もある中、列車代行輸送に尽力し、公共交通機関の責務である安全輸送を完遂してきました。

◆新型コロナウイルスの中での奮闘

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、組合員からは「新型コロナウイルスに感染する恐怖がある」「この先の収入が減ってしまい生活が不安」などの切実な声もあげられ、家族なども含めて、感染の不安を抱える中においても、社会インフラとしての使命を全うすべく、全系統の社員が健康管理に努め、安全・安定輸送の完遂に向け取り組んでいます。

◆決算状況について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、社会全体が経験した事のない事態に陥り、経済的にも大きな影響を受けている事も冷厳な事実であり、ジェイアールバス関東会社の2019年度決算も、高速線への影響が大きく表れ減収減益となっています。

しかし、2019年度は受委託などの施策を担うだけでなく、災害に伴う列車代行を精力的に取り組んできた結果が、通期において黒字決算に繋がっている事も事実です。

**組合員・社員の生活維持・向上と、厳しい状況を乗り越え、
新型コロナウイルス感染症収束後の奮闘への期待を込め、
未来に希望の持てる積極的な投資を行い、
今こそエンゲージメントを高めるべく、満額回答で報いるべきだ!**